

議第109号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議決を求める。

令和2年11月30日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 財産の種類等 | ペレットストーブ 63台  |
| 2 取得の金額  | 21,450,000円   |
| 3 取得の相手方 | 高山市冬頭町1450番地6<br>富士コンクリート工業株式会社<br>代表取締役社長 堀之上 琢弥           |
| 4 設置場所   | 高山市新宮町2635番地2<br>高山市立新宮小学校<br>高山市丹生川町町方1500番地<br>高山市立丹生川中学校 |
| 5 取得の時期  | 令和2年度   |